

企業主導型保育事業における 幼児教育・保育の無償化について

【2019年9月20日】

(内閣府子ども・子育て本部)

※本資料は、2019年9月20日現在の状況における取扱い等についてまとめたものであり、今後も内容に変更がありうる旨ご了承ください。

幼児教育・保育の無償化の概要

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

①無償化の対象となる児童について

無償化の対象となる児童



…保育の必要性のある児童



…住民税非課税世帯（生活保護者及び里親を含む。）であって、保育の必要性のある児童

※年齢については、学年（クラス）により判断

①保育の必要性

・「従業員枠」を利用している児童については、全ての児童を保育の必要性のある児童として取扱います。

一方、「地域枠」を利用している児童については、市町村による保育認定（2号・3号）を受けている児童を保育の必要性のある児童として取扱います。

※「地域枠」の利用児童のうち、保育認定を受けていない児童については、無償化の対象となるために保育認定を受ける必要があります。本年10月から無償化の対象となるためには、10月までに保育認定を受けていただく必要があるため、ご注意ください。

※「地域枠」を利用する児童について、居住する市町村が変わった場合、転居先の市町村において保育認定（2号・3号）を受ける必要があります。

なお、各市町村において保育認定の基準が異なるため、転居先の市町村において保育認定を受けられない場合がありますが、その場合は転居日以降、無償化の対象外となります。

②住民税非課税世帯

・住民税非課税世帯であるかどうかは、4月から8月においては前年度の住民税の課税状況により、9月から3月においては当該年度の住民税の課税状況により判断します。

・住民税非課税世帯であるかどうかは、企業主導型保育施設において、利用者及びその配偶者から「**非課税であることを証明できる書類**」の提出を求め、両者ともに課税されていないか確認することにより判断します。

※上記書類の提出は、住民税非課税世帯においてのみ必要な手続きですので、住民税が課税されている世帯においては不要です。

※具体的な「非課税であることを証明できる書類」については、利用者の居住市町村の税務担当部局に確認していただくこととなります。

(例) 令和2年度の住民税が非課税である世帯の無償化の取扱い



住民税が課税されていないかは、「均等割」と「所得割」の課税額が0円となっているかどうかで判断。

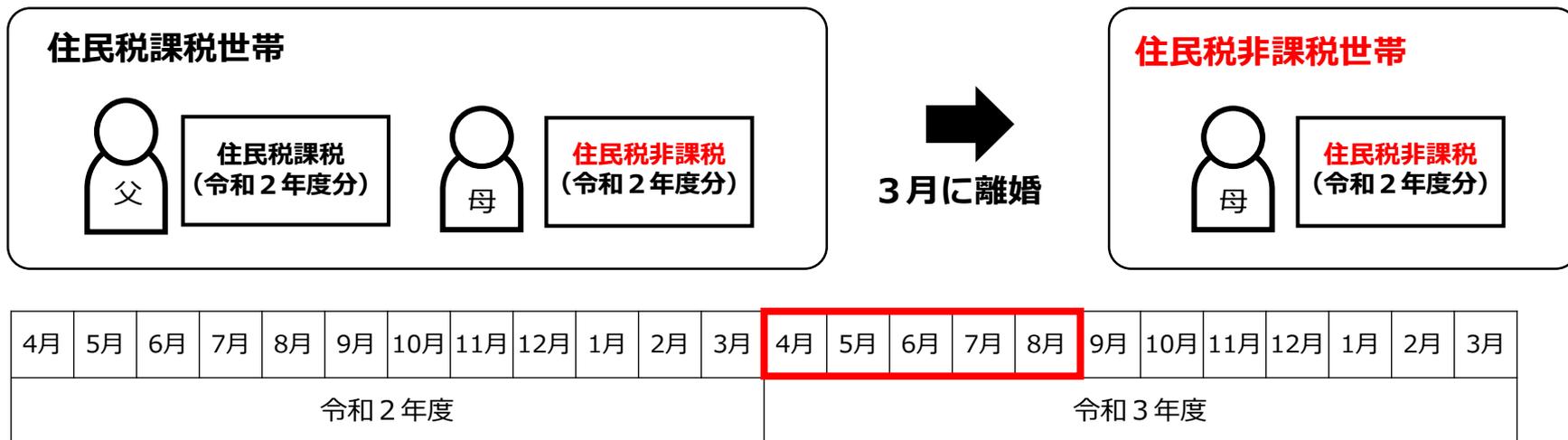


4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度												令和3年度											

…無償化の対象となる期間

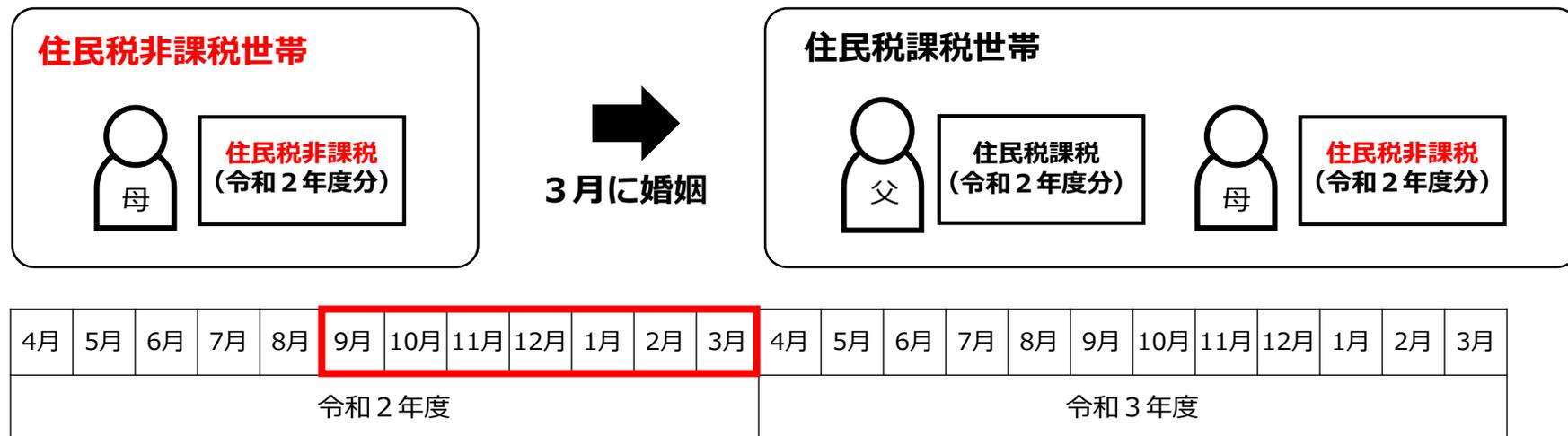
○離婚等した場合

・離婚等したことにより、住民税課税世帯から住民税非課税世帯となった場合は、その月の翌月から無償化の対象となります。



○婚姻等した場合

・婚姻等したことにより、住民税非課税世帯から住民税課税世帯となった場合は、その月の翌月から無償化の対象外となります。



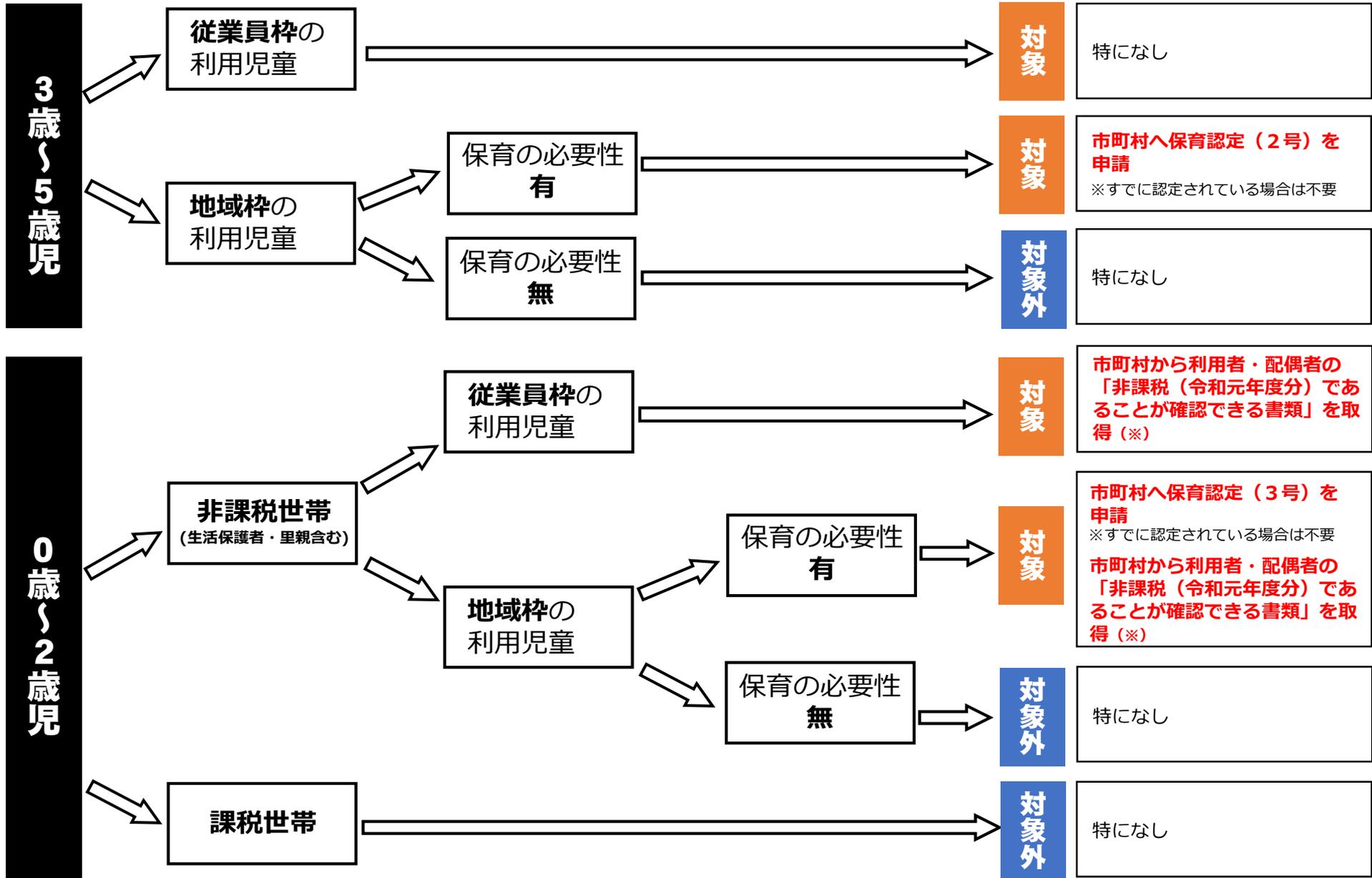
③生活保護者、里親

- ・生活保護者、里親であるかどうかは、企業主導型保育施設を利用した月における利用児童の保護者の状況により判断します。
- ・利用児童の保護者が、月の途中で生活保護者、里親となった場合には、その翌月から無償化の対象となります。
- ・生活保護者、里親であるかどうかは、企業主導型保育施設において、利用者から「**保護証明書**」や「**里親委託に係る通知書**」等の写しの提出を求め、書類を確認することにより判断します。

④無償化の対象児童の決定・通知

- ・企業主導型保育施設において、利用者から提出された書類を確認した上で、無償化の対象児童を決定します。
- ・企業主導型保育施設において、無償化の対象児童の保護者に対し、契約書の更新や利用料変更に係る書類の交付を行う等により、無償化の対象児童である旨の通知をお願いします。

(参考) 無償化の対象となる児童フローチャート

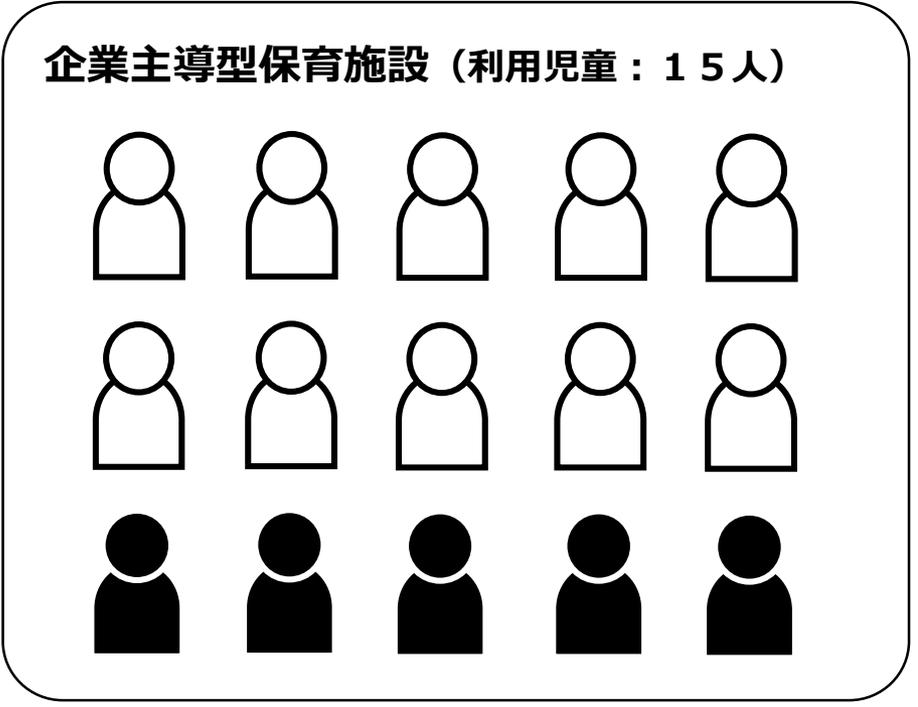


(※) 生活保護者・里親の場合は、所得証明書の代わりに、その状態にあることを証明できる書類を準備(保護証明書や、里親委託通知書など)⁸

② 新たな助成の創設について (施設利用給付費)

施設利用給付費の助成

本年10月以降、新たな助成として「施設利用給付費」を創設し、企業主導型保育施設の利用児童のうち、無償化の対象となる児童分について、「利用者負担相当額」を助成します。



運営費
(基本分単価ー利用者負担相当額)
×利用児童（15人）

← 助成

施設利用給付費（新設）
利用者負担相当額
×無償化対象の利用児童（5人）

← 助成

 …利用児童

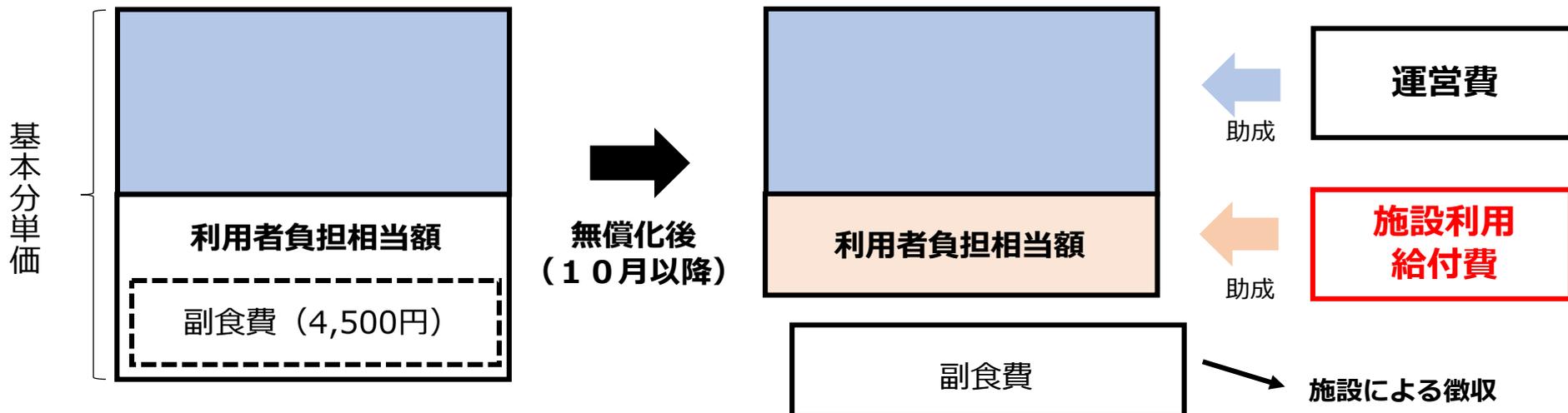
 …無償化対象の利用児童

① 3歳～5歳児の施設利用給付費

- 「施設利用給付費」の金額は、「利用者負担相当額」となります。

なお、3歳～5歳児の「利用者負担相当額」については、本年10月以降、副食費を企業主導型保育施設において徴収することとなるため、これまでの金額から副食費分の金額が減額されます。

3歳～5歳児



② 利用者負担相当額

- 本年10月以降の「利用者負担相当額」の金額は、以下のとおりです。

	4歳以上児	3歳児	1、2歳児	0歳児
現行	27,600円	31,100円	37,000円	37,100円
本年10月以降 (予定)	23,100円	26,600円	37,000円	37,100円

③増加定員施設等の取扱い

- ・「**運営費**」については、「増加定員施設」に対しては「増加した定員部分」の利用児童分について、「空き定員活用施設」に対しては「空き定員を活用した定員部分」の利用児童分について、助成を行っています。

- ・一方、「**施設利用給付費**」については、無償化に伴い、企業主導型保育施設の利用児童の保護者に対する経済的負担の軽減を目的として助成するものであるため、「増加定員施設」「空き定員活用施設」の全ての利用児童のうち、無償化の対象となる児童分について、助成を行うこととしています。

④「施設利用給付費」の算出方法

- ・「施設利用給付費」の助成額は、企業主導型保育施設の実際の利用料の金額に関わらず、「利用者負担相当額」となります。

- ・なお、「運営費」の算出方法と同様に、「**月途中入所（退所）児童の場合**」や「**定期的な利用のない児童等の場合**」における「施設利用給付費」の助成額は、日割りにより算出することとなります。

③ 企業主導型保育施設における 利用料の設定について

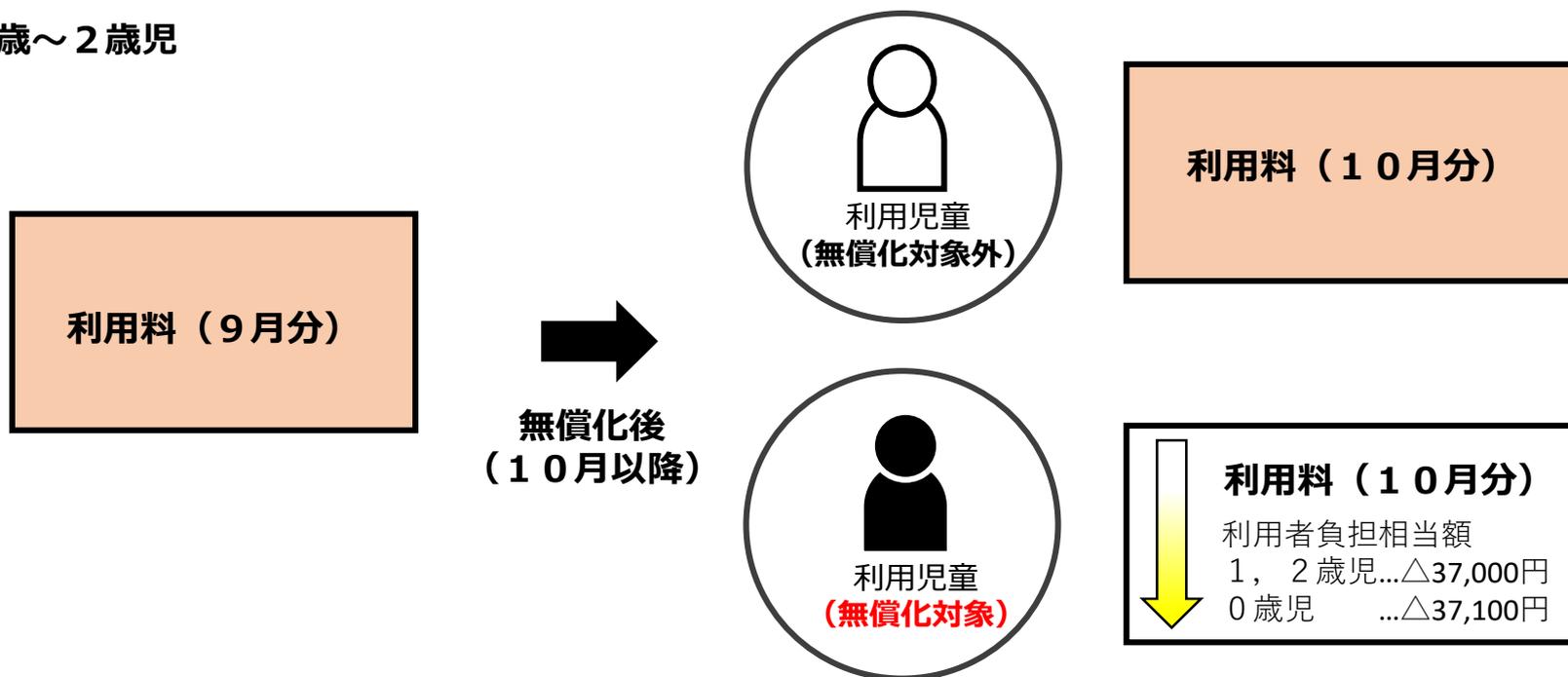
利用料の設定

本年10月以降、企業主導型保育施設において、新たな利用料を設定します。

① 0歳～2歳児の利用料

・0歳～2歳児については、本年10月以降、無償化の対象となる児童の利用料について、従前の利用料の金額（本年9月分の利用料の金額）から、「利用者負担相当額」を減額した金額を設定します。

0歳～2歳児



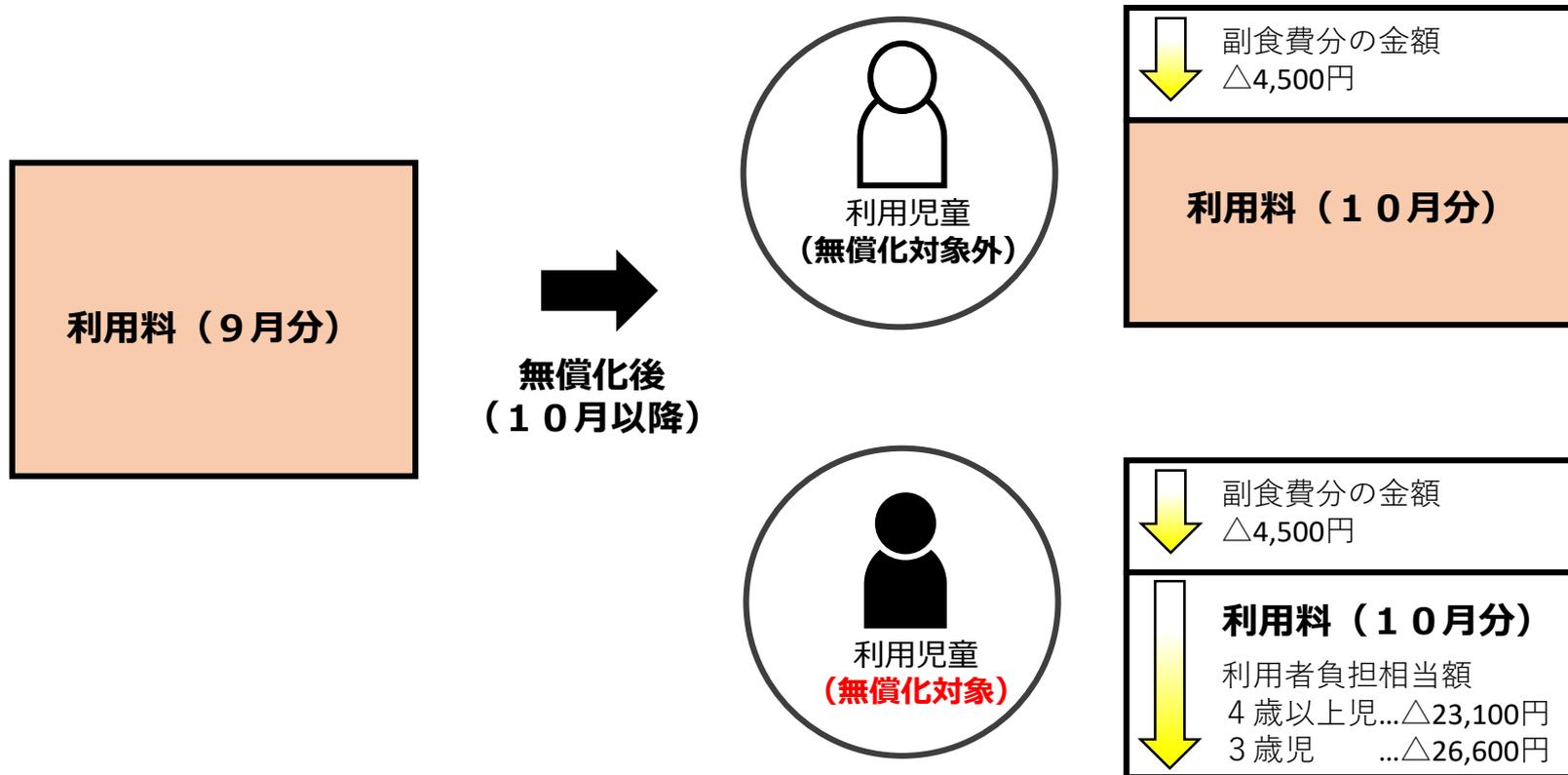
※「無償化の対象となる児童用」と「無償化の対象とならない児童用」の2種類の利用料を設定します。

② 3歳～5歳児の利用料

・ 3歳～5歳児については、本年10月以降、従前の利用料の金額（本年9月分の利用料の金額）から、副食費分の金額（4,500円）を減額した金額を設定します。

その上で、無償化の対象となる児童の利用料について、さらに「利用者負担相当額」を減額した金額を設定します。

3歳～5歳児

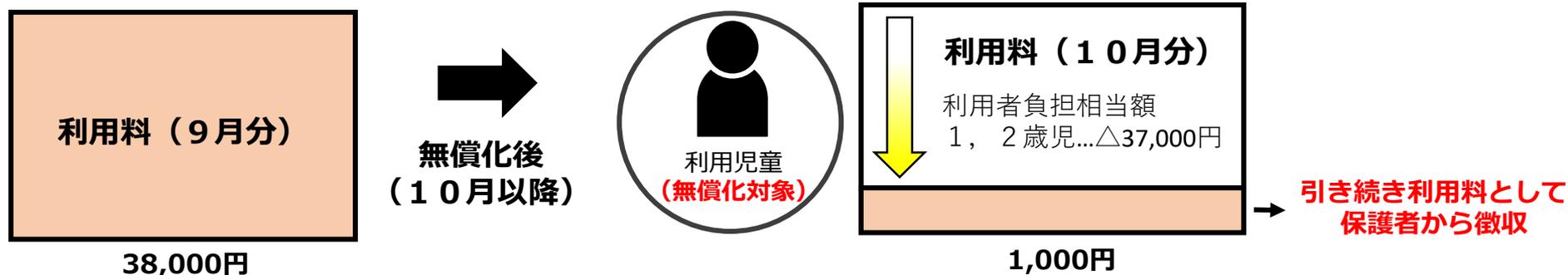


※ 「無償化の対象となる児童用」と「無償化の対象とならない児童用」の2種類の利用料を設定します。

○従前の利用料の金額が、「利用者負担相当額」より高額の場合

・本年10月以降、従前の利用料の金額から「利用者負担相当額」を減額して算出した金額について、引き続き利用料として利用者から徴収します。

(例) 2歳児の従前の利用料の金額が、**38,000円**だった場合



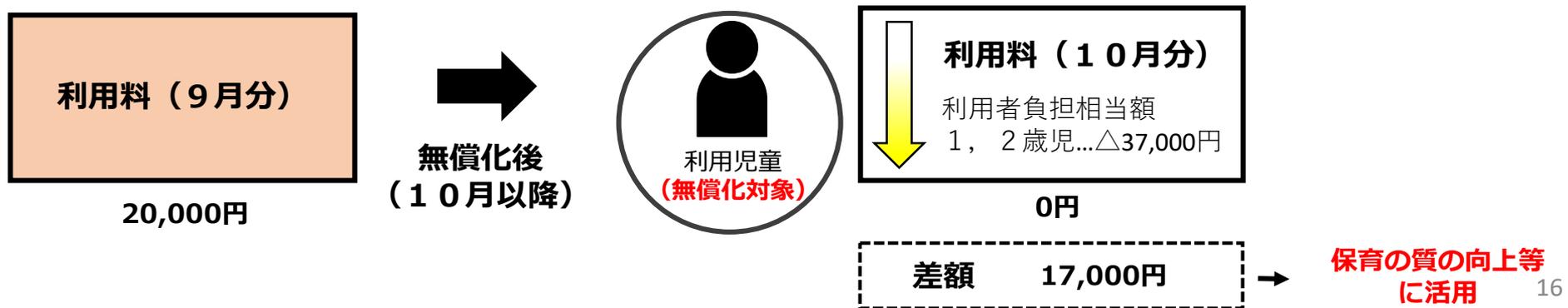
※引き続き徴収する利用料について、利用者に対し、金額・徴収の理由・用途について書面の交付等により説明し、同意を求めることが望ましいと考えますので、施設において適切な対応をお願いいたします。

○従前の利用料の金額が、「利用者負担相当額」より低額の場合

・本年10月以降、原則として利用料は0円で設定することとなります。

・従前の利用料の金額と、「利用者負担相当額」の差額分を活用し、保育の質の向上を図る等の配慮を行っていただくようお願いします。

(例) 2歳児の従前の利用料の金額が、**20,000円**だった場合



③本年10月以降に開所した場合

- ・無償化の対象とならない児童の利用料は、「利用者負担相当額」を設定することを原則とします。



4歳以上児	3歳児	1、2歳児	0歳児
23,100円	26,600円	37,000円	37,100円

- ・無償化の対象となる児童の利用料は、「0円」を設定することを原則とします。



4歳以上児	3歳児	1、2歳児	0歳児
0円	0円	0円	0円

④利用料の引き上げ

- ・本年10月以降、理由のない利用料の引き上げはあってはならないことですが、**真に必要な理由により、利用料を引き上げた場合は、変更の内容及びその理由を施設内に提示しなければなりませんので、ご注意ください。**

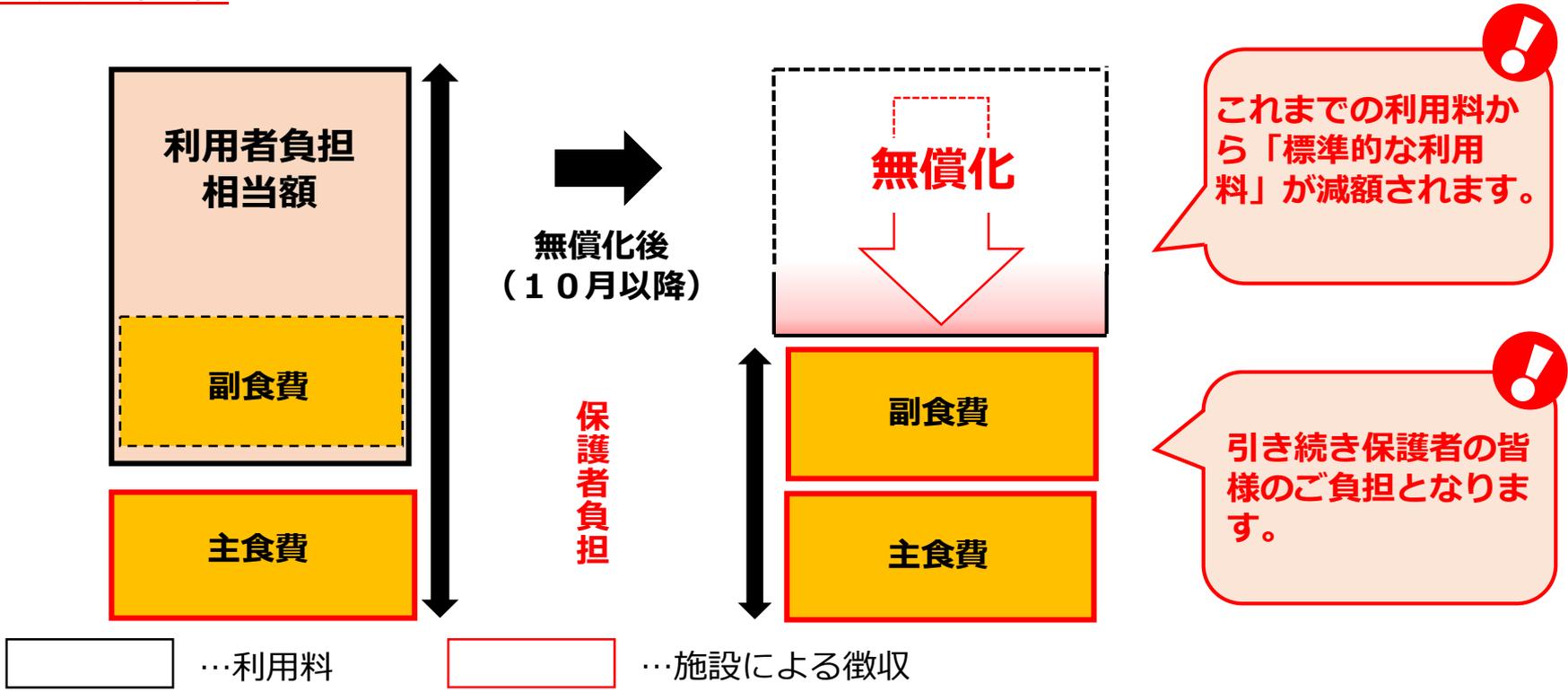
※保育の質の向上を図るため、いわゆる「上乗せ徴収額」を引き上げる場合は、これまでと同様、用途及び金額並びに利用者に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、文書による同意を得ることとなります。

④副食費の取扱いの変更について

副食費の徴収

これまで、3歳～5歳児の「利用者負担相当額」については、副食費分の金額（4,500円）を含んだ金額として設定していました。

本年10月以降、利用料から「利用者負担相当額」が減額されることとなりますが、認可保育所等の取扱いを踏まえ、3歳～5歳児については、企業主導型保育施設において、利用料とは別途、実費として利用者から副食費を徴収することとします。



※ 3歳～5歳児については、「無償化の対象となる児童」か「無償化の対象とならない児童」かに関わらず、全ての児童の副食費を企業主導型保育施設が徴収することとなります。

※ 0歳～2歳児については、本年10月以降においても、利用者から副食費を徴収することはできません。

① 3歳～5歳児の副食費の徴収額の計算方法

- ・企業主導型保育施設において徴収する**3歳～5歳児の副食費の徴収額**は、それぞれの企業主導型保育施設において、実際に給食の提供に要した費用を勘案して定めることとなります。
- ・なお、具体的な副食費の徴収額については、これまで3歳～5歳児に対し、利用料の一部として月額4,500円の負担を求めてきた経緯があることを踏まえ、月額4,500円を目安としていただくようお願いいたします。

② 特別食や欠席児童等がいる場合の徴収額の考え方

- ・**副食費の徴収額**は、企業主導型保育施設の利用児童を通じて均一とします。
アレルギー除去食などの特別食を提供する児童についても、他の児童と異なる徴収額とする必要はありません。
- ・**副食費の徴収額**は、月額を基本します。
ただし、特定の曜日に恒常的に施設を利用しない児童や、長期入院をしている児童の場合など、あらかじめ児童の利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額などの対応を行うことが考えられます。

③ 保護者への説明

- ・企業主導型保育施設が副食費を徴収するに当たっては、その使途・額・利用について書面での明示、利用者への説明・同意が必要となります。

④ 副食費の減免措置

- ・認可保育所等においては、低所得者支援の一環として、年収360万円未満相当の児童等の副食費を減免する措置を講じることとしています。
- ・一方、**企業主導型保育施設**については、企業が従業員に対して主体的に実施する福利厚生としての側面を有することから、副食費を減免する措置は講じないこととしたため、留意願います。²⁰

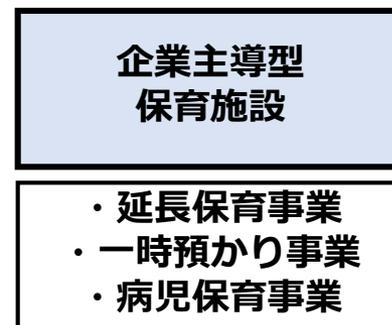
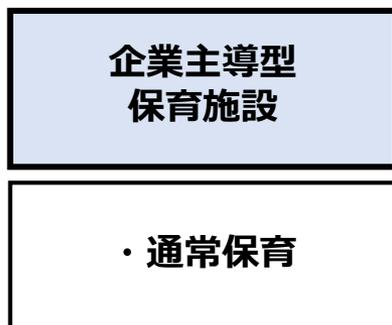
**⑤ 「延長保育事業」等を実施している
場合の取扱いについて**

「延長保育事業」等を実施している場合の取扱い

企業主導型保育施設において、「延長保育事業」「一時預かり事業」「病児保育事業」を実施している場合の取扱いについては、以下のとおりです。

①企業主導型保育施設の利用児童が「延長保育事業」等を利用する場合

- ・企業主導型保育施設の利用児童が、利用する施設が実施する「延長保育事業」「一時預かり事業」「病児保育事業」を利用した場合、その利用料は無償化の対象とはなりません。
- ・企業主導型保育施設においては、これまでと同様、全ての利用者から「延長保育事業」等の利用料を徴収することとなります。



標準的な利用料が
無償化



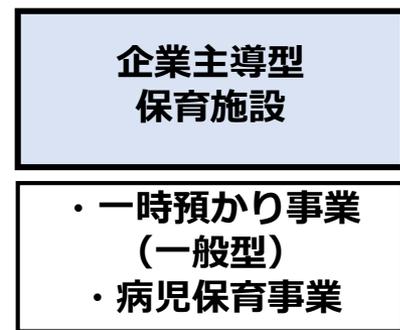
無償化の対象外

②企業主導型保育施設の利用児童以外の児童が「一時預かり事業（一般型）」「病児保育事業」を利用する場合

・市町村による施設等利用給付認定（2号・3号）を受けた企業主導型保育施設の利用児童以外の児童が、「一時預かり事業（一般型）」「病児保育事業」を利用した場合、その利用料は施設等利用費の対象となります。

・ただし、原則として、施設等利用費は、市町村が利用者からの請求に基づき給付することとなるため、企業主導型保育施設においては、これまでと同様、利用者から「一時預かり事業（一般型）」等の利用料を徴収して差し支えありません。

※「延長保育事業」については、利用児童以外の児童が利用することは想定されないことから、施設等利用費の対象となることはありません。



**施設等利用費の
対象**

施設等利用費… 施設等利用給付認定子ども（保育の必要性がある児童）が、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業等を利用したとき、市町村から保護者に対して支給される（3歳以上児の場合、上限3.7万円）。

③ 「一時預かり事業（一般型）」 「病児保育事業」を実施する企業主導型保育施設において必要な事務

・企業主導型保育施設が「一時預かり事業（一般型）」や「病児保育事業」を実施する場合には、都道府県知事等に対して届出を行うこととなっていますが、これに加え、以下の事務が必要となります。

ア 市町村への確認の申請

・市町村において、「一時預かり事業（一般型）」 「病児保育事業」を実施する施設が、子育てのための施設等利用給付の対象施設に求める基準を満たしているかを把握（確認）する必要があることから、施設所在地を管轄する市町村に対して、子ども・子育て支援法第58条の2の規定による「確認」の申請を行う必要があります。

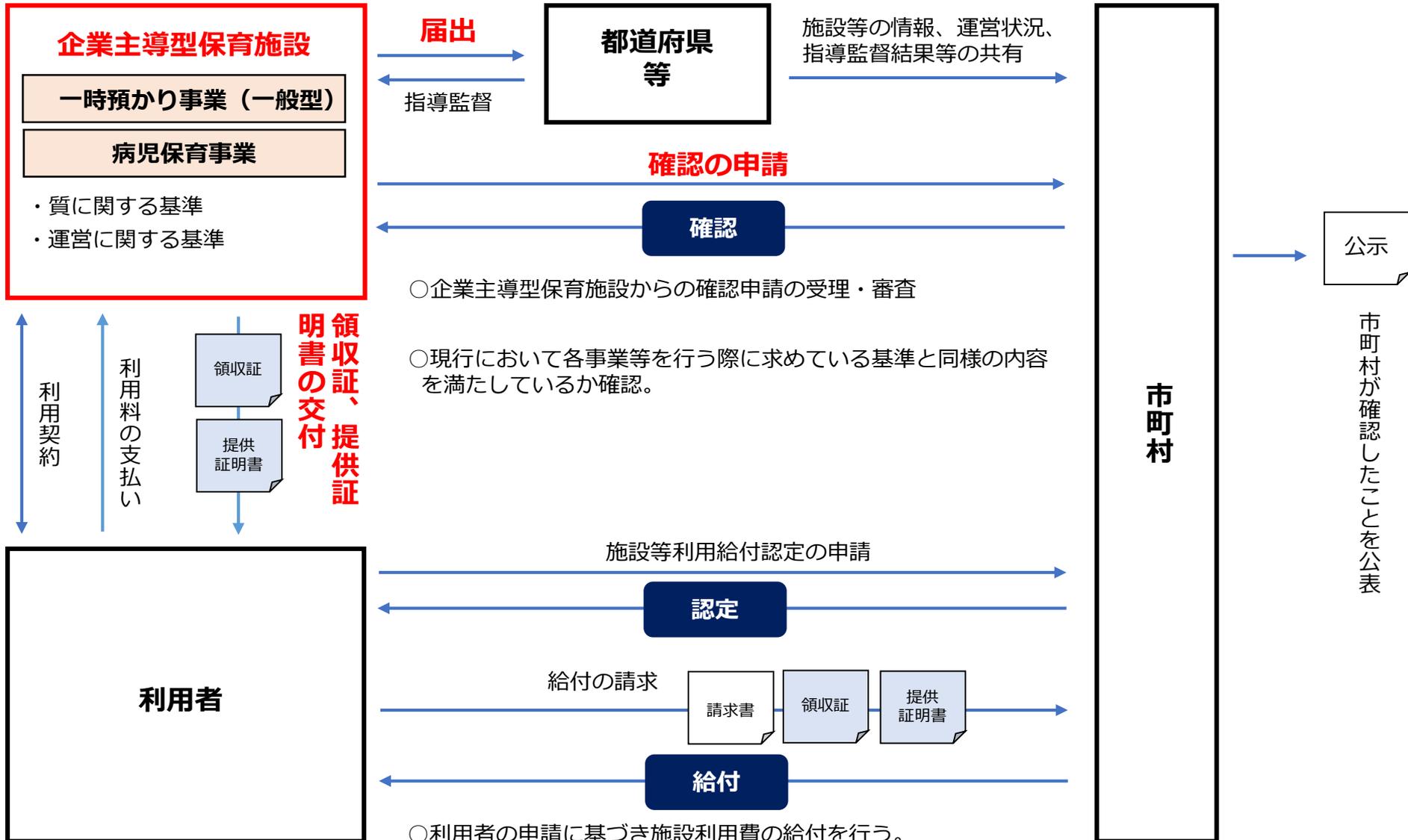
※ 「確認」の申請に係る具体的な手続き方法等については、市町村に確認ください。

イ 利用者への「領収証」、「提供証明書」の交付

・ 「一時預かり事業（一般型）」や「病児保育事業」の利用者が、市町村に施設等利用費の請求を行う際、「利用に係る領収証」及び「提供証明書」を添付する必要があるため、利用者に対し、「利用に係る領収証」及び「提供証明書」を交付する必要があります。

※ 「利用に係る領収証」及び「提供証明書」については、国が示す様式を参照として作成ください。

(参考) 「一時預かり事業 (一般型)」 「病児保育事業」の利用者への施設等利用費の給付に係る具体的な実務フロー



(参考) 「利用に係る領収証」及び「提供証明書」の参考様式

利用に係る領収証

年 月 日

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用料

納入者 _____ 様

ただし、特定子ども・子育て支援利用料（ 年 月分）として

設置者名称 _____
主たる事務所の所在地 _____
代表者職氏名 _____ 印
施設・事業所の名称 _____

特定子ども・子育て支援 利用料の領収金額	円 (下記①の金額)
-------------------------	------------

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】
当該月分の利用料(保育料)として 円 ①

【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】
日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等として 円

※認可外の居宅訪問型保育事業や子育て援助活動支援事業について、送迎のみの利用は対象外

提供証明書

特定子ども・子育て支援提供証明書
【令和 年 月分】

フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
認定 保業者	認定 子ども との関係	提供した日 (提供日数※1)	提供した日 (提供日数※1)	提供した日 (提供日数※1)	提供した日 (提供日数※1)
特定子ども・子育て支援の内容 注) □にしを記入	特定子ども・子育て支援の内容 注) □にしを記入	提供した日 (提供日数※1)	提供した日 (提供日数※1)	提供した日 (提供日数※1)	提供した日 (提供日数※1)
<input type="checkbox"/> 幼児教育(認定こども園・幼稚園・特別支援学校)	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	提供時間帯 ※2	提供時間帯 ※2	提供時間帯 ※2	提供時間帯 ※2
<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	費用 ※3	費用 ※3	費用 ※3	費用 ※3
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	<input type="checkbox"/> 一時預かり事業				
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	<input type="checkbox"/> 病児保育事業				

(以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日(提供日数)」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能)

※1 提供日数は、預かり保育事業のみ記載 ※2 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも ※3 費用は特定子ども・子育て支援利用料の額を証明します。

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	㊞
施設・事業所の名称	

年 月 日

上記のとおり認定子どもにも対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

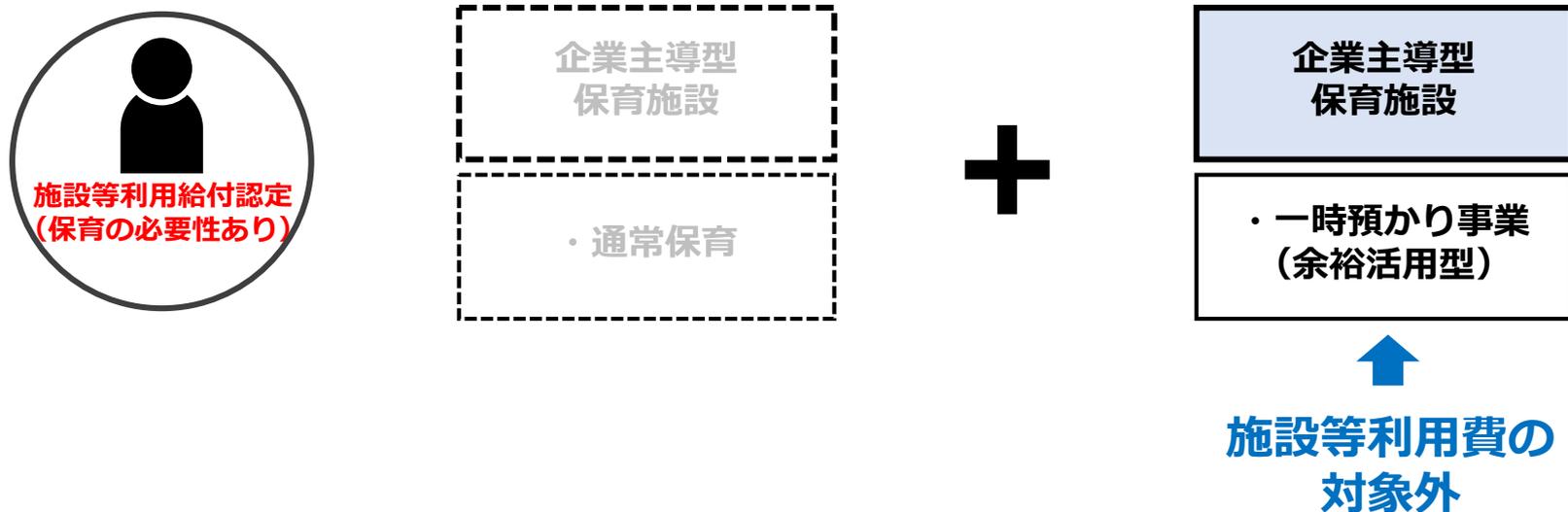
④企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業（余裕活用型）」の取扱い

・企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業（余裕活用型）」については、児童福祉法施行規則に規定される「一時預かり事業（余裕活用型）」には該当しません。

・このため、企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業（余裕活用型）」については、施設等利用費の対象外となります。

・なお、保育の必要性のある児童であって、企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業（余裕活用型）」のみを利用している児童については、企業主導型保育施設が実施する通常の保育事業を利用できると考えられます。

この場合、通常の保育事業の利用料は、標準的な利用料が無償化となります。



保育の必要性のある児童であって、企業主導型保育施設が実施する「一時預かり事業（余裕活用型）」のみを利用している児童については、「通常保育」（不定期利用（月15日以下の利用）等）を利用できると考えられます。

「通常保育」を利用している場合には、標準的な利用料が無償化（※）となります。

（※）「地域枠」の利用者の場合には、市町村による保育認定（2号・3号）を受ける必要があります。

⑥ 企業主導型保育施設の 利用状況の報告について

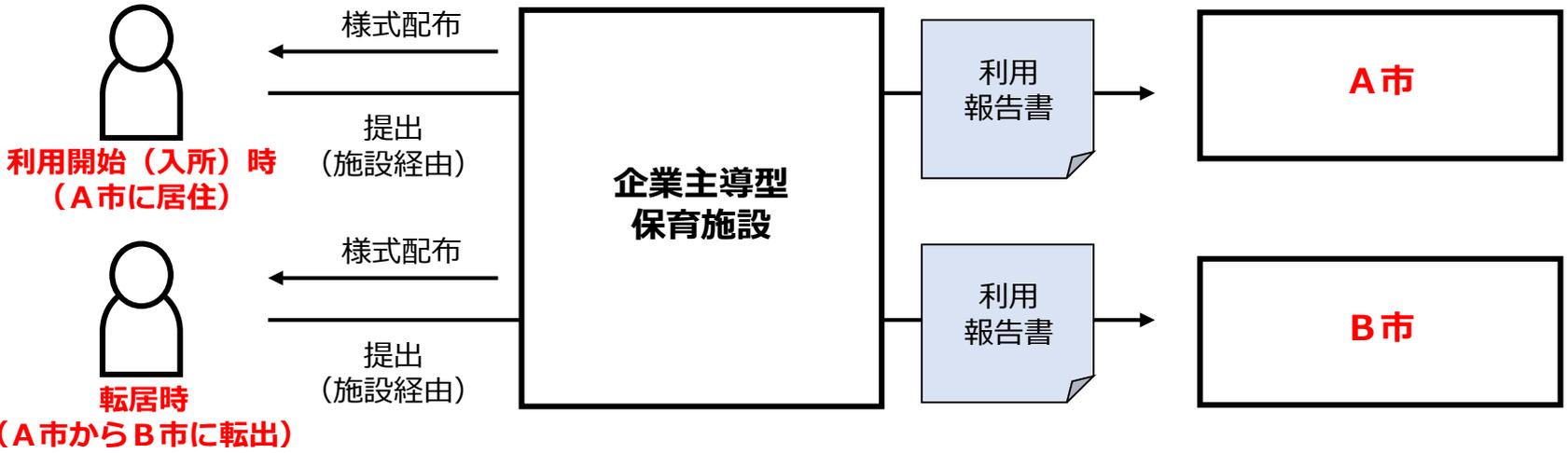
企業主導型保育施設の利用状況の報告

子ども・子育て支援法施行規則の規定により、企業主導型保育施設の利用者は、居住する市町村へ「利用報告書」及び「利用終了報告書」を提出する必要があります。

※原則として、企業主導型保育施設が利用者から報告書を預かり、企業主導型保育施設から利用者が居住する市町村への提出をお願いいたします。

※利用児童の年齢、無償化の対象となる児童かどうかに関わらず、全ての利用児童において提出が必要です。
(ただし、「一時預かり事業」「病児保育事業」のみを利用している児童については、提出不要)

ア 施設の利用開始（入所）・転出時



利用者の居住する市町村へ提出

イ 施設の利用終了（退所）時

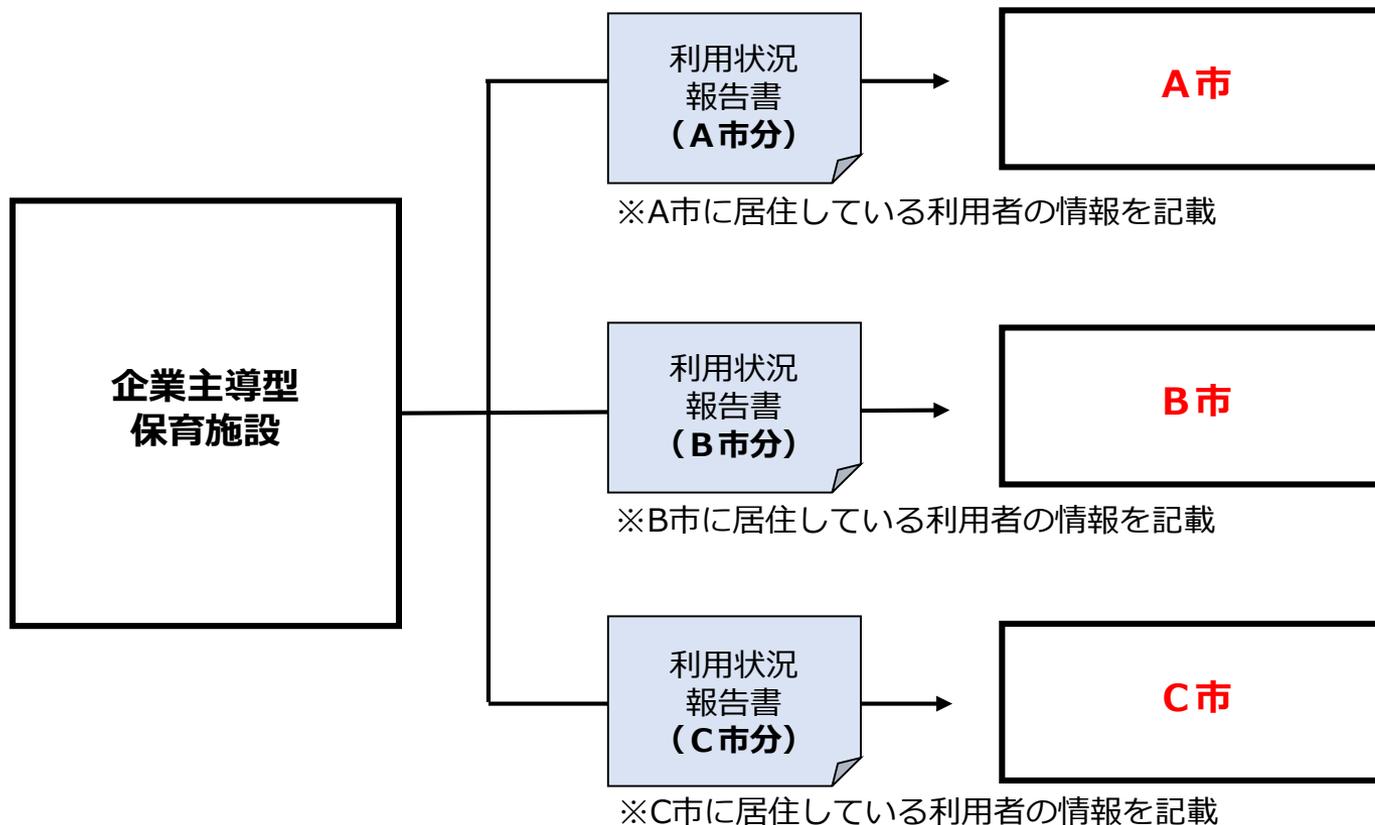


①本年10月より前に企業主導型保育施設において必要な報告

・本年10月より前に開所している企業主導型保育施設において、本年9月上旬を目処に、利用者の居住する市町村へ、本年10月1日時点の利用児童（予定）の氏名、住所、生年月日等の報告を行います。

②各年4月に企業主導型保育施設において必要な報告

・令和2年度以降、企業主導型保育施設において、各年4月に、利用者の居住する市町村へ、各年4月1日時点の利用児童の氏名、住所、生年月日等の報告を行います。



利用者の居住する市町村ごとに作成し、それぞれの市町村に提出

(参考) 「利用報告書」及び「利用終了報告書」の参考様式

利用報告書

年 月 日

企業主導型保育事業利用報告書

(宛先) ○○市町村長

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)を利用していることについて、居住地である○○市町村に報告します。

※保護者の方へ…本報告書は、以下に該当した場合に、速やかに当施設に提出して下さい。

- ① 当施設の利用を開始したとき
- ② 当施設の利用中、他の市町村に居住地が変わったとき

※保護者の方へ…本報告書は、以下に該当した場合に、速やかに居住する市町村の保育事務所管課に提出して下さい。

- ① 当施設の利用を開始したとき
- ② 当施設の利用中、他の市町村に居住地が変わったとき



(施設の方へ)
2つの※印について、一方を選択し、もう一方を削除してください。(原則として上段を選択していただくようお願いいたします)

保護者	フリガナ	印	居住地	〒	連絡先	
	氏名		生年月日		年 月 日	自宅 携帯 勤務先
子ども	フリガナ	印	居住地	〒	上記保護者との続柄	
	氏名		生年月日		年 月 日	

利用している子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)

フリガナ	所在地	〒	—	—	()
施設名	利用開始日	年 月 日			

(備考)

・本報告書は、企業主導型保育事業を利用している全ての児童において作成し、市町村へ提出する。ただし、「一時預かり児童」「病児保育事業」のみを利用している児童については、提出は不要。

利用終了報告書

年 月 日

企業主導型保育事業利用終了報告書

(宛先) ○○市町村長

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用を終了するので、居住地である○○市町村に報告します。

※保護者の方へ…本報告書は、速やかに当施設に提出して下さい。

※保護者の方へ…本報告書は、利用終了後速やかに居住する市町村の保育事務所管課に提出して下さい。



(施設の方へ)
2つの※印について、一方を選択し、もう一方を削除してください。(原則として上段を選択していただくようお願いいたします)

保護者	フリガナ	印	居住地	〒	連絡先	
	氏名		生年月日		年 月 日	自宅 携帯 勤務先
子ども	フリガナ	印	居住地	〒	上記保護者との続柄	
	氏名		生年月日		年 月 日	

利用を終了する子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)

フリガナ	所在地	〒	—	—	()
施設名	利用終了日	年 月 日			

(備考)

・本報告書は、企業主導型保育事業を利用している全ての児童において作成し、市町村へ提出する。ただし、「一時預かり児童」「病児保育事業」のみを利用している児童については、提出は不要。

(参考) 「利用状況報告書」の参考様式

利用状況報告書 (令和元年10月1日)

年 月 日

企業主導型保育事業利用状況報告書 (令和元年10月1日現在)

(宛先) ○○市町村長

令和元年10月1日現在、本施設(子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設)を利用する小学校就学前子どものうち、貴市町村に居住する子どもについて、次のとおり報告します。

※事業者の方へ…本報告書は、令和元年10月31日までに各市町村に提出して下さい。

子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設 (企業主導型保育事業)

フリガナ 施設名	所在地
-------------	-----

本施設を利用する小学校就学前子どものうち、貴市に居住する子ども

No.	フリガナ 児童の氏名	居住地	保護者との続柄	児童の生年月日	フリガナ 保護者の氏名	保護者の生年月日
1				年 月 日		年 月 日
2				年 月 日		年 月 日
3				年 月 日		年 月 日
4				年 月 日		年 月 日
5				年 月 日		年 月 日
6				年 月 日		年 月 日
7				年 月 日		年 月 日
8				年 月 日		年 月 日
9				年 月 日		年 月 日
10				年 月 日		年 月 日
11				年 月 日		年 月 日
12				年 月 日		年 月 日
13				年 月 日		年 月 日
14				年 月 日		年 月 日

(備考)

・本報告書は、企業主導型保育事業を利用している全ての児童について記載した上で、市町村へ提出する。
ただし、「一時預かり児童」「病児保育事業」のみを利用している児童については、記載は不要。

利用状況報告書 (各年4月1日)

年 月 日

企業主導型保育事業利用状況報告書 (令和〇年4月1日現在)

(宛先) ○○市町村長

令和〇年4月1日現在、本施設(子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設)を利用する小学校就学前子どものうち、貴市町村に居住する子どもについて、次のとおり報告します。

※事業者の方へ…本報告書は、各年4月中までに各市町村に提出して下さい。

子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設 (企業主導型保育事業)

フリガナ 施設名	所在地
-------------	-----

本施設を利用する小学校就学前子どものうち、貴市に居住する子ども

No.	フリガナ 児童の氏名	居住地	保護者との続柄	児童の生年月日	フリガナ 保護者の氏名	保護者の生年月日
1				年 月 日		年 月 日
2				年 月 日		年 月 日
3				年 月 日		年 月 日
4				年 月 日		年 月 日
5				年 月 日		年 月 日
6				年 月 日		年 月 日
7				年 月 日		年 月 日
8				年 月 日		年 月 日
9				年 月 日		年 月 日
10				年 月 日		年 月 日
11				年 月 日		年 月 日
12				年 月 日		年 月 日
13				年 月 日		年 月 日
14				年 月 日		年 月 日

(備考)

・本報告書は、企業主導型保育事業を利用している全ての児童について記載した上で、市町村へ提出する。
ただし、「一時預かり児童」「病児保育事業」のみを利用している児童については、記載は不要。

⑦無償化の実施のために必要な 事務等について

本年10月より前に必要な事務等

企業主導型保育施設において、本年10月より前に必要な事務及び実施する時期の目安については、以下のとおりです。

□ 1. 利用者への無償化のお知らせ（8月中）

利用者に対し、幼児教育・保育の無償化についてお知らせを行う。また、無償化の対象となるために、利用者において必要な手続き等について案内する。

□ 2. 利用料の設定（8月～9月中）

企業主導型保育施設において、本年10月以降の利用料を設定する。

※従前の利用料の金額が「利用者負担相当額」より高額である等の理由により、引き続き利用料を徴収する場合には、利用者に対し、金額・徴収の理由・使途について書面の交付等により説明し、同意を求めることが望ましいと考えますので、施設において適切な対応をお願いいたします。

□ 3. 無償化の対象となる児童の決定・通知（9月中）

無償化の対象となる児童を決定し、利用者に対し、契約書の更新や利用料変更に係る書類の交付を行う等により、無償化の対象である旨の通知を行う。

□ 4. 3歳～5歳児の利用者への副食費の取扱いの変更のお知らせ (8～9月中)

3歳～5歳児の利用者に対し、本年10月以降、副食費が施設による徴収となることについてお知らせを行う。また、副食費の徴収額について、給食の提供に要する材料の費用を勘案して定め（徴収額は4,500円を目安）、利用者に対しその用途・額・理由を書面で明示した上で説明し、同意を求める。

□ 5. 市町村への利用状況の報告 (8～9月上旬)

利用者の居住する市町村に対し、本年10月1日時点の利用児童（予定）の氏名・住所・生年月日等の報告を行う。

※「一時預かり事業（一般型）」「病児保育事業」を実施している場合

□ 6. 市町村への「確認」の申請 (市町村において定められた期日)

市町村において、施設等利用給付の対象施設に求めている基準を満たしていることを把握（確認）する必要があることから、施設所在地を管轄する市町村に対し、「確認」の申請を行う。

(具体的な申請手続きは、市町村に確認すること。)

※「一時預かり事業（余裕活用型）」のみを実施している場合には、上記の手続きは不要

(参考) 利用者に対する無償化の「お知らせチラシ」の参考例

(表面)

保護者の方へ

令和元年10月1日から
幼児教育・保育の無償化がスタートします。

企業主導型保育施設を利用する子供

【対象者】

- 企業主導型保育施設を利用する**3歳から5歳までの子供**のうち、**保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
 - 企業主導型保育施設を利用する**0歳から2歳までの子供**のうち、**住民税非課税世帯**であって、**保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
- 保育の必要性のある子供とは、以下のとおりです。
 - ①「従業員枠」を利用している子供…全ての子供を保育の必要性のある子供とします。
 - ②「地域枠」を利用している子供…市町村の保育認定(2号、3号)を取得している子供を保育の必要性のある子供とします。
 - 年齢は、学年(クラス)により判断します。
 - 住民税非課税世帯かどうかは、4月～8月までは前年度の住民税の課税状況により、9月～3月まではその年度の住民税の課税状況により判断します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

【利用料】

- 無償化の対象となる子供の利用料について、**標準的な利用料の金額が減額**されます。

※令和元年10月以降の標準的な利用料の金額(予定)

4歳以上児	3歳児	1、2歳児	0歳児
23,100円	26,600円	37,000円	37,100円

(裏面)

